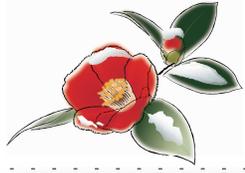


大府 かわら版

市の事業で働く人を守るため 市公契約基本条例 周知・徹底を



2024年12月市議会 久永市議が一般質問

久永：企業や事業所等が労働者の適正な労働条件を確保しているかを、大府市としてどのように確認しているのか。

大府市には「大府市公契約基本条例」という条例があります。大府市が事業を進めるうえで、その仕事に関わる人が、低賃金など働く環境が劣悪とならないよう、働く人を守る目的で制定されています。大府市の事業運営への信頼にも関わり、非常に大事な役割を持っている「大府市公契約基本条例」は、どう生かされているのか、機能しているのか？—このような視点で一般質問を行いました。

久永：条例の第3項に「労働条件の確保のために必要な場合」とあるが、どのような段階で企業や事業所等への調査を行うのか。

久永：適正な労働条件が確保されない場合、労働者の相談を受ける市の窓口はどこか。

て、客観的証拠により適正ではないと思われる場合である。

市：工事等を発注する各課の監督職員が、適切な執行管理を行っている。行政管理課でも500万円以上の工事の完了検査時に、週休2日制での工事の実施状況、建設業退職金共済制度への加入状況、社会保険の加入状況、法定福利費の有無、下請負がある場合はその契約書の写しの提出を求めるなど、適正な労働条件の確保について確認をしている。

市：当事者本人からの申し出で社会保険・雇用保険の加入、最低賃金の確保、適正な労働時間・休日の実施等について

市：本来、労働基準監督署への相談ではあるが、本

令和年度	契約件数	社数(延べ)
5	2,735	550
4	3,036	537
3	2,808	503

*契約は工事・委託・賃貸借・修繕・物品購入・指定管理者との協定

→条例に基づく受託者等の労働者からの相談は、工事等の内容に精通している発注課にご相談いただくこととしている。

相談はお気軽に
声かけください

生活相談 日常生活の困りごとについてご相談ください。

予約制で
弁護士が対応

法律相談

2月19日(水)午後6時~
無料

お急ぎの方も、まずは久永議員へ
久永かずえ
携帯電話 090-1758-3521

日本共産党の久永かずえ市議は、質問への答弁をふまえて次のように意見を述べました。

●職員への意識づけと研修を

「大府市公契約基本条例」は職員への意識づけが非常に大事であり、研修等は計画的に行う必要がある。

大府市職員が条例の意義を胸に落とさなければ、大府市の仕事を請け負っている、または委託や指定管理を行っている事業所へのチェック機能が弱くなる。労働者からの申し出はもちろん、会話の中で交わされた言葉や「愚痴」にも注意し、察していく高い意識が必要である。

●働く人たちに周知を

多くの労働者は、そもそも「公契約基本条例」の存在を知らない。大府市は、労働者の働く環境を守る「大府市公契約基本条例」があることを労働者に伝えていく責任がある。

日本弁護士連合会が作成したリーフレットやイラストなどで分かりやすい条例の概要版を大府市として作成し、事業者から配布を義務付けるなど、大府市が労働者に直接投げかけられる仕組みで、労働者に「大府市公契約基本条例」を周知していく工夫が必要。

●事業者への確認・調査を

適正な労働環境となっていない、またはその疑いがあるなど、様々なルートで情報を得た場合、事業者等に対し速やかに確認や調査を行い当事者に返していく、という役割が大府市にはある。

労働基準監督署の役割以外については、大府市が責任をもつて「調査」「確認」を行い、大府市の事業に携わるすべての労働者が適正な労働環境で働くことができる条例であることを期待する。



日本弁護士連合会作成のリーフレットから